

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 28(オ)363	原審裁判所名	福岡高等裁判所
事件名	鉱業権移転登録手続請求	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 31 年 4 月 6 日	原審裁判年月日	昭和 27 年 11 月 14 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 10 卷 4 号 342 頁		

判示事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 条件が債務者の意思のみにかかる停止条件附法律行為にはあたらない一事例</li> <li>二 売買契約後の貨幣価値の著しい変動と代金額の修正</li> </ul>
裁判要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 鉱業権の売買契約において、買主が排水探鉱の結果品質良好と認めたときは代金を支払い、品質不良と認めたときは代金を支払わない旨を約しても、右売買契約は、民法第一三四条にいわゆる条件が単に債務者の意思のみにかかる停止条件附法律行為とはいえない。</li> <li>二 売買契約成立後貨幣価値が著しく変動しても、それだけで代金額が当然修正されるものと解すべきではない。</li> </ul>

全 文
<p style="text-align: center;">主 文</p> <p>本件上告を棄却する。</p> <p>上告費用は上告人らの負担とする。</p> <p style="text-align: center;">理 由</p> <p>上告理由第一点について。</p> <p>買主（被上告人）が排水探鉱の結果品質良好と認めたときは代金を支払うとの所論契約は、民法一三四条にいう「条件カ単ニ債務者ノ意思ノミニ係ル」ものとはいえない。所論は、右と異なる独自の見解を主張するものであつて、採用できない。</p> <p>同第三点について。</p> <p>本件鉱業権が昭和一三年一月三日国税徴収法に基く公売処分により訴外人に競落せられ、上告人Aはすでにその権利者ではないとの事実は、上告人らが原審において主張しなかつた事実であるから、原判決には所論の違法はなく、論旨は理由がない。</p> <p>同第五点について。</p> <p>本件売買契約が成立した昭和一一年五月当時と原審の最終口頭弁論期日たる同二七年一〇月一五日当時との間に貨幣価値に著しい差異の存したことは顕著であるけれども、それだけで契約上の債権額が当然修正せられるものと解すべき現行法上の根拠はないから、所論は採用することはできない。</p> <p>その他の論旨はすべて「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」（昭和二五年五月四日法律一三八号）一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。</p> <p>よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。</p>

(裁判長裁判官 栗山茂 裁判官 小谷勝重 裁判官 藤田八郎 裁判官 谷村唯一郎 裁判官 池田克)

---

※参考：判例タイムズ 59 号 58 頁、ジュリスト 107 号 82 頁